

「討 論」

最初に森氏から先ほどの報告について次のような若干の補足があった。

〔森氏の補足〕

農村経済更生運動と村落再編」というテーマはファシズムとの関連の下で戦前の農村を研究することであった。しかし、産業組合、実行組合の役割は、直接にはファシズムとは連らならない。むしろ戦時体制と関係している。では戦時体制とファシズムとどう違うのであろうか、戦時体制では統制の問題が表面に出てくるが、ファシズムでは、「中心的人物」「中堅的人物」の果た役割を考へるべきである。また、農民層の中の中間層の不安定な状態、とくに地主制下の不安定な生活が急進的農本主義へと向わしめた傾向を問題とすべきだ。中間層の小ブルジョアの動揺性が産業組合青年連盟とつらなり、小作争議に対抗し、さらに、有馬頼寧、近衛文磨などに連なり、翼賛壮年団運動に展開されていく。中間層を組織していく運動が最終的に町内会、部落会への組織へと連なっていくのである。

以上の補足のあと質疑討論が交わされた。

〔◇は森氏の答である〕。

河 村―この時期の農村自治論はどのようなものであったか。

◇二つの潮流がある。

① 山崎延吉などの農本主義……小作争議の動揺をいかにとらえるかが背景にあり、産業組合を基礎にした農村自治論であり、役場・小学校を要にした……伝統的形。

② 急進的農本主義……自治農民（長野県など）昭和恐慌以後、都市―農村の対立を前面に出し、農村は都市や資本主義に対抗した自治をうちたてねばならぬとして、農村モラトリアム、満洲移民を主張した。アナーキストなどと平行してでてくる。

安原―第一の流れは村人の意識の底にあるのではないか。

◆ 報徳社運動など、自分の分度を守れという形で出てくる。第二の流れとも重なることがあるが、大勢は二宮尊徳の流れが主流である。

長谷川―鈴木栄太郎などの農村社会の把握とどう関連があるか。

◆ 大正期以後、明治末から肥料の共同購入、農産物の共同出荷など新しい機能集団が出現した。これと並んで、明治末から旧来の地主秩序を維持しようとし、中小地主が中心となり、大地主がバックアップして実行組合が再編される。しかし、昭和恐慌以後は古い秩序が後退してきた。

柿崎―部落会と実行組合との関係について、実行組合は生産的な面を再編成し、部落が実行組合機能に包摂されたと考えてよいか。

◆ 部落会は伝達機関だが、実行組合はそれ以上の機能をもつ。

しかし内務省は一元化しようとした。

長谷川―水利について。ストックの面では部落があたり、フローの面では実行組合があたると考えてよいか。

◆ 水利は国の事情として進められ、国家統制が大となる。これに対し、山―肥料の面で実行組合の機能が主となる。ただし全部が変ったのでなく、比重が大となってきた。

柿崎―部落は非農家をも含むが、実行組合は農家のみで、それがあつてはならないか。

◆ 下層の貧農は農業生産の面では低い、それを実行組合は包摂し、組織することができない。しかし、預金の面でも、貧農層が入らなければならなくなる。ここに政策の矛盾が生じ、戦争と結びついてくる。

高山―内務省と農林省との矛盾があるのではないか。

◆ 直接的な行政面ででてくる。実行組合長と部落長とを一致させなければならぬという通達すらでて、内務省と農林省との矛盾、地主的秩序と農民的階層との不一致が生じてくる。

似田員―産業組合の官僚制的支配について、「上から統制化して行く」ということは、ファシズムと関係するのではないか。

◆ 農民運動との関係で、下からの住民運動が形成されていくことも考える必要があるが、それは特殊例外的であった。結局、戦前段階では、日本の農村には自治がなかったという結論になる。

このあと、大内氏の発表に対する質疑に移ったが、これを要約すると次のとおりである。

(1) 「混住社会」の定義がはっきりしない。「混住社会」の論証に制約されて、「自治」の問題が抜けてしまった感がある。

(2) 「自治」の外枠としての「村」を考えてみる必要がある。

(3) 「都市化されると農村自治がなくなってしまう」という発想があるが、東京の世田谷でも、住民運動の意思決定者として在来からの居住者である土地所有者と商工業者がずっと力をもっており、農村が都市化しても、単純に、無秩序化し、自治が喪

失してしまうとはいいい難いのではないか。

(4) 水の問題をとっても、外来者である非農家も水をきれいにしようとする倉敷市近郊農村の例もある。在来の住民と外来者との利害が常に不一致であるとは限らない。土木委員の力の差などによって団地などではこの規制のきかない例もあるが、混住化したから自治がなくなるとは限らないのではないか。

(5) 岐阜県の山村では、村有林を保持しようという傾向がなくなり、村としてのまとまりは風化されてきた。むしろ山間村のような農林業をおこなっている地帯の方が村の統一性がくずれてしまったのではないか。

(6) 住民の要求の実現について、自治体が国家行政の下請けとなつていくことが問題である。

(7) 自治を考える場合、権力とくに国家権力との関係を考えることが必要だ。権力的要素がないのが本来「自治」というべきではないか。

また、国家から一〇割補助を受けているような地方自治体があるとするれば、そこには自治はもうないといえるであろう。自治体が財源を国家からとってくるという考え方の中に農村自治についての矛盾が存在するといえよう。

(8) 「自治体」と「自治」とは分けて考えるべきである。村落は地方自治の母体と考えるべきである。